

# 第15章 災害義援金

【社会福祉課】

## 第1節 災害義援金関係

### 【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

#### 本庁

##### 【社会福祉課】

###### 1. 義援金の受付（受付開始：平成23年3月14日）

- 3月12日、東日本大震災の発生により、多くの義援金が寄せられることが予想されたことから、同日、宮城県災害対策本部として義援金を募集、受け入れすることを決定した。
- 3月14日、ゆうちょ銀行、七十七銀行及び仙台銀行に義援金受け入れ口座を開設。窓口での振り込みにかかる手数料の免除を依頼した。
- 3月14日、社会福祉課団体指導班に義援金受付窓口を設置し、県政記者クラブへの投げ込み、県ホームページでの案内を開始。「義援金受付マニュアル」を作成し、府内各主管課に対し、協力要請を行うなど、義援金の受入体制を確立した。なお、開始から発災後3ヶ月目（6月11日）まで、土日も当番制で職員が対応した。
- 3月14日、義援金受付団体（日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団）においても、義援金の受付を開始。
- 4月1日、義援金受付業務として、臨時職員3人を任用し、受付及び入金確認の体制を強化した。
- 4月18日、受領書の様式を正式に決定し、受領書発行願があった者に対して、入金確認後、受領書を発行及び送付を開始した。
- 4月18日、義援金協力者への礼状の様式について、総務部消防課（寄附金を担当）、保健福祉総務課（見舞金を担当）と協議の上、秘書課へ合議。義援金について、礼状送付対象者は、100万円以上の協力者とした。
- 義援金の受付状況、日本赤十字社等から宮城県への配分状況については、県ホームページへ掲載し、毎週更新した。また、宮城県から市町村への配分状況及び市町村から被災者への支給状況についても、同様とした。
- 5月17日、海外からの義援金協力者に対し、英語版の受領書の様式を作成し、送付することとした。
- 8月23日、海外からの義援金協力者に対し、英語版の礼状の様式を作成し、送付することとした。
- 1月19日、第4回宮城県災害義援金配分委員会において、今後も義援金の寄託が見込まれることから、受付期間は平成24年9月30日までとした。

#### 月別受付件数

3月(3/14~)	119,848件 (6,658件/日)	9月	2,647件 (88件/日)
4月	27,684件 (922件/日)	10月	2,052件 (66件/日)
5月	8,109件 (261件/日)	11月	1,745件 (58件/日)
6月	5,552件 (185件/日)	12月	2,874件 (92件/日)
7月	3,825件 (123件/日)	1月	1,292件 (41件/日)
8月	3,117件 (100件/日)	2月	1,227件 (42件/日)

**義援金受付団体から宮城県への配分状況**

1,695億6,821万8,230円（平成24年1月25日現在）※第一次及び第二次の合計

**日本政府を通じた東日本大震災義援金の宮城県への配分状況**

15億6,636万5,000円（平成24年1月30日現在）

**宮城県の受付状況**

180,127件 244億8,930万3,813円（平成24年3月2日現在）

**宮城県から市町村への配分状況**

1,900億3,600万円（平成24年3月2日現在）

※義援金受付団体分及び宮城県災害対策本部受付分の合計

**市町村から被災者への支給状況**

1,609億8,246万円（平成24年3月2日現在）

※義援金受付団体分及び宮城県災害対策本部受付分の合計

## **2. 義援金の配分**

- 4月8日、「宮城県災害義援金配分委員会設置要綱」を改正。
- 4月8日、義援金受付団体と厚生労働省による中央の「第1回義援金配分割合決定委員会」が開催され、第1次配分の対象について決定された。
- 4月11日、「宮城県災害義援金配分委員会」委員・監事の就任依頼。
- 4月13日、「第1回宮城県災害義援金配分委員会」開催。中央の「第1回義援金配分割合決定委員会」の決定事項に基づき、配分することとした。（「義援金受付団体分・第1次配分」の決定）
- 4月14日、東日本大震災の被災者に対する通帳の再発行・新規口座開設等のサービスの提供について、金融機関（（社）宮城県銀行協会、宮城県信用金庫協会、宮城県信用組合協会、宮城県農業協同組合中央会、宮城県漁業協同組合、ゆうちょ銀行）へ依頼した。
- 4月20日、市町村に対し、「義援金受付団体分（第1次配分）」の義援金の送金を開始した。以降、定期的（毎週月曜日）に所要額を市町村へ送金。
- 5月16日、「第2回宮城県災害義援金配分委員会」開催。宮城県災害対策本部へ寄せられている義援金について、義援金受付団体分に上乗せして配分を行うことを決定。大規模半壊の設定、また、県独自項目として、災害障害見舞金対象者、震災孤児を設定した。（「県災害対策本部分・第1次配分」の決定）
- 5月30日、市町村に対し、「県災害対策本部分（第1次配分）」の義援金の送金を開始した。以降、定期的（毎週月曜日）に所要額を市町村へ送金。
- 6月6日、中央の「第2回義援金配分割合決定委員会」が開催され、第2次配分に当たっての共通認識により、義援金受付団体から被災自治体へ、また、自治体から被災者への義援金の配分に当たっての考え方方が示された。被害の程度を便宜の指標（ポイント化）とし、合計数で各自治体に按分するルールに基づき定期的に送金することとされた。
- 6月24日、「第3回宮城県災害義援金配分委員会」開催。義援金受付団体分及び県災害対策本部分の第1次として決定している配分額に上乗せして配分を行うことを決定。また、新たな配分対象として、母子・父子世帯及び高齢者・障害者施設入所者等を設定した。（「義援金受付団体分・第2次配分」、「県災害対策本部分・第2次配分」の決定）
- 7月4日、市町村に対し、「義援金受付団体分（第1次配分）」及び「県災害対策本部分（第2次配分）」の義援金の送金を開始した。以降、定期的（毎週月曜日）に所要額を市町村へ送金。
- 12月8日、中央の「第3回義援金配分割合決定委員会」が開催され、今後の義援金の配分の考え方方が示された。9月30日までの受付分については、義援金募集期間終了後、被害状況を確定し精算するが、10月以降受付分については、精算は行わない（渡しきり）こととし、12月末時点における被害程度の指

標（ポイント）により配分することとされた。各自治体の配分委員会で配分基準を検討する際には、震災孤児・遺児等の被災者支援基金に積み立て配付するなど、効果に活用することとされた。

■ 1月19日、「第4回宮城県災害義援金配分委員会」開催。住家被害については、半壊以上の津波浸水区域内の住家を配分対象とし、そのうち、大規模半壊以上の応急仮設住宅未利用世帯に対し加算することとした。また、人的被害や母子・父子世帯及び高齢者・障害者施設入所等に上乗せすることとした。（「義援金受付団体分・第3次配分」の決定）

■ 今後の配分についての考え方として、最終的な端数が生じた場合の配分については、「東日本大震災みやぎこども育英基金」への配分を基本とすることとし、これによりがたい場合には、配分委員会において協議することとした。

■ 1月30日、市町村に対し、「義援金受付団体分（第3次配分）」の義援金の送金を開始した。以降、定期的（毎週月曜日）に所要額を市町村へ送金。

### **3. 市町村等への対応**

■ 4月18日、災害義援金の配分に係る市町村担当者説明会を開催。「東日本大震災に係る義援金の第一次配分額について」を通知し、被災者への義援金の配分など、配分方針（モデル案）を示し、説明を行った。

■ 4月20日、「義援金についてQ&A」（第1回）を通知。以降、新たな配分基準の決定や各市町村からの疑義照会などを取りまとめ、内容を加除訂正し、改訂版を随時通知。

■ 5月11日、「東日本大震災の義援金の早期配付について」を通知。

■ 5月19日、「東日本大震災災害義援金（宮城県災害対策本部分）に係る第一次配分基準について」を通知。

■ 5月25日、「東日本大震災の義援金の早期の配付等について」及び「義援金の支給対象者について」を通知。直系の遺族がない場合は法定相続人へ、その者もいない場合には葬祭を行った親族に支給することとし、支給対象者の拡大を図った。

■ 6月9日、「同一住家に複数世帯が居住している場合の義援金の支給について」を通知。住民登録上で世帯分離している場合、それぞれの世帯に支給することとした。

■ 6月30日、「東日本大震災災害義援金（義援金受付団体分及び宮城県災害対策本部分）の第二次配分基準について」を通知。

■ 9月16日、「義援金の誤支給に伴う対応について」を通知。

■ 9月28日、各都道府県及び県内市町村に対し、「旅行・出張等で宮城県に来県していた者が東日本大震災により死亡・行方不明等となった場合の義援金の取扱いについて」を通知。

■ 1月23日、「東日本大震災災害義援金（義援金受付団体分）の第三次配分基準について」を通知。

#### **◎関連マニュアル等（対応・活動の際に参考としたマニュアル・資料等）**

- ・日本赤十字社「義援金に関するガイドライン」
- ・地域防災計画上の記述 第4章第6節「義援金の受入れ、配分」 P242

## **【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～**

### **本庁**

#### **【社会福祉課】**

##### **1. 義援金の受付について**

■ 義援金への寄附に合わせ、支援物資を提供したい、被災地へ応援メッセージを送りたいといった申し出もあり、担当課との調整を行い、なるべく申出者の意思に沿うよう手配した。

■ 多くの企業や団体等から「義援金は直接知事に渡したい」といった要望があったが、可能な限り寄附者の意向に沿うよう秘書課へ協議し、日程調整を行った。調整がつかない場合は、部内及び課内で対応する

こととした。

■直接、現金持参による寄附来庁者に対しては、本庁舎1階受付前及び7階エレベータ前に、義援金寄附の受付は社会福祉課への表示を行い、随時、受付を行った。表示することにより、義援金配分の申請受付との区別ができた。

■義援金の寄附の申し出にあたっては、寄附金及び子ども育英募金との違いや、日本赤十字社等また市町村でも受付を行っていることを説明し、意思に沿うよう説明し、理解を求めた。

■当初、義援金の受領書については、発行、送付が遅いといった苦情が多く寄せられた。受付件数が膨大であるため、かなりの時間を要している旨のお詫びをホームページに掲載し、理解を求めた。また、義援金は所得税等の寄附金控除の対象となることから、確定申告前に受領書発行願が増大した。

■海外からの送金等について、英語版の受領書及び礼状の要望があったことから、国際経済・交流課へ翻訳等を依頼し、様式を作成した。

### 2. 義援金の配分について

■義援金の配分にあたっては、迅速性・透明性・公平性の三点が守られる必要があること、義援金を事業活動等に配分しないこと（「義援金配分割合決定委員会」決定事項）を踏まえ、配分基準の検討を行った。

■義援金受付団体分の義援金については、第1次配分は、配分対象と配分金額が示されたが、第2次配分については、地域の実情を踏まえ、各自治体の配分決定委員会において検討し、決定する、とした共通認識が示されたのみで、配分基準は各自治体の配分決定委員会の裁量によることとされた。このため、「宮城県災害義援金配分割合決定委員会」において配分基準を検討、決定しなければならなかつた。

■事務局において、誰に重点的に支援をしなければならないか、それがどれだけの件数が見込まれるのか、配分原資に不足は生じないか、その者を対象とした場合に想定される課題や問題点をあらかじめ検討するなど、各市町村への意向調査や県民等から直接寄せられる意見や苦情などを参考にし、検討を重ねる必要があつたことから、事務量が膨大となり、かなりの時間と労力を要した。

■市町村において円滑に受付・支給事が進むよう、各市町村における配分方針（モデル案）の作成やさまざまな事例を想定したQ&Aを作成し、県は、市町村を業務支援する役割を努めた。

■配分基準の検討、モデル案等の作成にあたっては、過去の大規模災害時の義援金配分の事例を参考にするため、新潟県及び兵庫県などから資料収集を行った。

### 3. 被害状況の把握について

■今回の震災は、被害が甚大であるため、各市町村では、り災証明書の発行が膨大となり、また、再調査等により、り災証明書の発行までに相当の時間を要し、被害状況の把握が大変難しい状況であった。被害状況の把握は、日本赤十字社等からの配分の根拠や新たな配分基準の検討を行うために必要不可欠な情報であるため、市町村に対し、6月から12月まで、計6回にわたり、被事件数等の報告を求めた。

### 4. 義援金に関する意見や苦情への対応について

■電話やメール、知事への手紙により、義援金の受付に対する問い合わせや義援金の配分に関する意見及び苦情は、連日、多数寄せられ、丁寧に説明し、理解を求めるに職員一人一人が心がけた。とりわけ、義援金の支給の遅れや配分対象の公平性については、多くの意見や苦情があり、また、今後の配分の有無についての問い合わせが目立った。

## 【対応状況・今後の対応】～こうしていく、教訓をこう生かす～

### 本庁

#### 【社会福祉課】

■被災15都県の中でも宮城県が一番被害が甚大であったことから、日本赤十字社等から配分される金額も多額であり、被害状況の把握がなかなか進まない中で、配分原資のシミュレーションを行い、配分対象や配分金額の検討を重ね、配分基準を決定することは容易ではなく、かなりの時間と労力を要するた

め、スケジュール管理を行い、効率的に進めていく必要がある。

■義援金の受付、配分状況等の広報は、県ホームページへの掲載により行っていたが、県ホームページを閲覧できない環境のいる県民等には十分な効果を果たすことができなかつた。また、県政だよりは2ヶ月に1回発行であったため、義援金の配分額が上乗せになった場合など、随時決定されていく情報を速やかに提供することには適さなかつた。平成23年12月に震災復興推進課より「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」が発行され、被災者へ送付されたが、もっと早い時期に同様の情報提供を行う必要がある。

■県民からの問い合わせは、義援金だけではなく、被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、住宅の応急修理制度など、生活再建のための様々な支援制度に及ぶものであり、被災者支援業務を1箇所に集約するなど、ワンストップサービス体制を整備することが必要である。このことは、県民サービスだけではなく、あらゆる支援制度の均衡を図り、義援金の配分基準を検討する上でも、効果的といえる。

■市町村の義援金担当課は、義援金の受付・支給事務のみならず、他に優先して行うべき災害対応業務も担っている。市町村からは、県からの照会が多すぎるといった意見もあったことから、市町村の負担軽減を考慮した照会の内容となるよう検討する必要がある。また、市町村からの問い合わせについては、速やかに回答することに努め、迅速な義援金の受付・支給事務について県としてバックアップできるような支援体制が必要である。

■義援金の早期支給については、市町村で必要とするマンパワーを確保する必要がある。市町村へのニーズ調査を速やかに行い、適時に応援職員の派遣を行うため、厚生労働省、総務省との職員派遣体制の構築が必要である。

■また、被害が広域的で大規模な災害の場合は、被災者情報の一括した把握や調整が前提となるが、被災者への支給業務を国が民間に委託するなどの方策も必要である。

■今後の広域的な大規模災害への対応として、より迅速かつ公平に支給を行うために、中央に基金を設立し、被害程度に応じた配分基準をあらかじめ定め、義援金の受付金額に残余が生じた場合には留保しておくなどを制度として確立することも検討すべきである。